

福島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 28 号

福島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島市建築基準法施行細則（平成11年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「省令」という。）」の次に「並びに福島県建築基準法施行条例（昭和26年福島県条例第60号。以下「県条例」という。）」を加え、「ついて」を「関し」に改める。

第2条から第23条を次のように改める。

（確認申請手数料等）

第2条 法の規定による事務に係る確認申請手数料等の徴収に関して必要な事項は、福島市手数料条例（昭和49年条例第9号）に定めるところによる。

2 福島市手数料条例第4条第4項及び第6項に掲げる手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは免除するものとする。ただし、当該建築する住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、この限りでない。

(1) 災害の発生により滅失し、又は損壊した住宅を、被災者自ら使用するために建築又は大規模の修繕若し

くは大規模の模様替をする場合で、当該災害を受けた日から起算して1年以内に工事に着手するとき。

(2) 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に規定する災害の発生により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域内において、滅失し、又は損壊した建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合で、災害の発生した日から1年以内に工事に着手するとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、災害の発生により滅失し、又は損壊した建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合で、市長が特別の理由があると認めるとき。

3 前項ただし書の場合において、福島市手数料条例別表第1の7の表に掲げる手数料を徴収する部分は、同項ただし書に規定する用途を兼ねる部分に限るものとする。

4 確認申請手数料等の免除を受けようとする者は、当該被害の罹災証明書の写しを提出しなければならない。(確認申請書に添付する図書)

第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けようとする者は、確認申請書に、省令第1条の3及び第3条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添えて建築主事へ提出しなければならない。

(1) 建築確認消防調書(様式第1号)

(2) 敷地境界線を明示した公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。以下同じ。)の写し

(3) 国又は地方公共団体の機関が管理する土地、道路、公園、河川、湖沼等に建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)を建築しようとする場合は、当該機関の承認を得たことを証明する書類

(4) 敷地の縦断面図及び横断面図(高低差が最大である箇所及び地表面が水平面に対してなす角度が最大である箇所について敷地境界線の外20メートル以上の範囲を明示したもの)

- (5) 工場、作業所の用途若しくは危険物を貯蔵し、若しくは処理する用途に供する建築物等又は政令第138条第3項第1号若しくは第5号に掲げる工作物である場合は、その種類及び数量等を記載した工場・危険物調書(様式第2号)
- (6) 申請に係る建築物に法第86条の7の規定による制限の緩和が適用される場合は、既存不適格調書(様式第3号)
- (7) 申請に係る建築物の敷地が、法第42条第1項第3号又は同条第2項に規定する道路並びに法第42条第1項第5号に規定する道路で現況の道路幅員が指定時の幅員より不足している場合若しくは越境物が存在する場合、法第42条に規定する道路に該当しない道路等に接する場合は、その状況及び後退幅員等を記載した道路現況調査(復元)調書(様式第4号)

2 前項第1号及び第5号から第7号に添付する書類は、市長が別に定める。

3 建築主事は、前2項の規定にかかわらず、提出された申請書及び図書のみによっては審査することが困難であると認めるときは、同項に規定する図書のほか審査上特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

(中間検査申請書に添付する図書)

第4条 中間検査申請書に添付する書類のうち、省令第4条の8第1項第4号の規則で定める書類は、木造の建築物の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

- (1) 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- (2) 軸組計算書(政令第46条第4項の規定に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。)
- (3) 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法を明示した図書(政令第47条第1項の規定に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。)

2 建築主事は、前項の規定にかかわらず、提出された申請書及び図書のみによっては工事監理の状況を把握することが困難であると認めるときは、同項に規定する図書のほか特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

(許可申請書に添付する図書等)

第5条 許可申請書に添付する図書又は書面のうち、省令第10条の4第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する建築確認消防調書
- (2) 敷地境界線を明示した公図の写し
- (3) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項並びに同条第4項の表1の(4)に掲げる図書
- (4) 工場、作業所の用途若しくは危険物を貯蔵し、若しくは処理する用途に供する建築物等又は政令第138条第3項第1号若しくは第5号に掲げる工作物である場合は、第3条第1項第5号に規定する工場・危険物調書
- (5) 法第43条第2項第2号の規定による許可を受ける場合において、他人の土地を借地するときは、当該土地の登記事項証明書、地籍測量図
- (6) 前号の土地について所有権、地上権、永小作権若しくは賃借権を有する者、水利権を有する者又は道路若しくは水路の管理者の同意書
- (7) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定

による許可を受ける場合は、当該申請に係る建築物の敷地境界線から100メートル以内にある土地及び建築物の現況図

- (8) 前号の土地及び建築物について所有権、地上権、永小作権又は賃借権を有する者の住所及び氏名を記載した名簿
- (9) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条第4項、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受ける場合は、省令第1条の3第1項の表2の(29)に掲げる図書
- (10) 代理者によって申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)又はその写し
- (11) 申請を必要とする理由書

2 製造施設等に係る許可申請書に添付する図書又は書面のうち、省令第10条の4第4項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 省令第3条第2項の表に掲げる図書
- (2) 前項第1号から第5号(省令第1条の3第4項の表1の(4)に掲げる図書を除く。)及び第8号に掲げる図書
- (3) 委任状
- (4) 申請を必要とする理由書

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、提出された申請書、図書及び書面のみによっては審査することが困

難であると認めるときは、前2項各号に規定する図書又は書面のほか審査上特に必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

(認定申請書及び全体計画認定申請書に添付する図書等)

第6条 認定申請書に添付する図書又は書面のうち、省令第10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 敷地境界線を明示した公図の写し
- (2) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
- (3) 省令第1条の3第1項の表2の(い)欄に掲げる項目に応じて同表2の(ろ)欄に掲げる図書
- (4) 委任状
- (5) 申請を必要とする理由書

2 認定申請書に添付する図書又は書面のうち、省令第10条の16第1項第4号又は第2項第3号の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 敷地境界線を明示した公図の写し
- (2) 申請区域に係る土地の登記事項証明書
- (3) 委任状
- (4) 申請を必要とする理由書

3 認定申請書に添付する図書又は書面のうち、省令第10条の21第1項第3号の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 敷地境界線を明示した公図の写し
- (2) 取消対象区域に係る土地の登記事項証明書

(3) 委任状

(4) 申請を必要とする理由書

4 全体計画認定申請書に添付する図書又は書面のうち、省令第10条の23第1項第6号の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

(1) 当該建築物又は建築物の部分に係る法第6条の3第7項又は法第18条第10項に規定する適合判定通知書の写し

(2) 工場、作業所の用途若しくは危険物を貯蔵し、若しくは処理する用途に供する建築物等又は政令第138条第3項第1号若しくは第5号に掲げる工作物である場合は、第3条第1項第5号に規定する工場・危険物調書

(3) 委任状

(4) 全体計画認定申請を必要とする理由書

(5) 法第86条の7を第86条の8に読み替えて適用される第3条第1項第6号に規定する既存不適格調書

(6) 既存不適格規定改善計画書

5 市長は、前4項の規定にかかわらず、提出された申請書、図書及び書面のみによっては審査することが困難であると認めるときは、前4項各号に規定する図書又は書面のほか審査上特に必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

(県条例の制限の緩和に関する建築物の認定申請)

第7条 県条例第3条の2第1項ただし書、第4条ただし書、第21条第2項ただし書、第24条の2ただし書、第40条の5及び第43条の9の規定による認定を受けようとする者は、建築物認定申請書(様式第5号)に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地境界線を明示した公図の写し
- (2) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項並びに同条第4項の表1の(4)に掲げる図書
- (3) 委任状
- (4) 申請を必要とする理由書

2 市長は、前項の規定にかかわらず、提出された申請書、図書及び書面のみによっては審査することが困難であると認めるときは、前項各号に規定する図書又は書面のほか審査上特に必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による県条例ただし書の認定をしたときは、認定通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

4 市長は、第1項の規定による建築物認定申請書の提出を受けた場合において、認定基準に適合しないと認めるときは、適合しないと認める旨の通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(^ル尿浄化槽を設ける区域の指定)

第8条 政令第32条第1項第1号の表の規定により市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、福島市全域とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の公共下水道の事業計画のある区域で特に市長が認める区域は、この限りでない。

(多雪区域の指定)

第9条 政令第86条第2項ただし書の規定により市長が指定する多雪区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 土湯温泉町、飯坂町茂庭及び李平
- (2) 大笹生、佐原、飯坂町中野、町庭坂、在庭坂及び桜本のうち標高400メートル以上の区域

(積雪荷重)

第10条 多雪区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに、1平方メートルにつき、30ニュートンとする。

2 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量の数値は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多雪区域にあつては、1メートル
- (2) 前号に掲げる区域以外にあつては、50センチメートル

(建蔽率の緩和)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路(幅6メートル以上の道路に限る。)の交差、接続又は屈曲により生ずる角地(当該交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度を超える場合の角地を除く。)であつて、当該敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの
- (2) 公園、広場、河川その他これらに類する公共的空地で、前号に準ずると認められるもの

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の緩和)

第12条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高い場合においては、政令第135条の2第2項の規定により、その前面道路の位置は、敷地の地盤面から2メートル低い位置にあるものとみなす。

(敷地面積の規模の緩和)

第13条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が不適當であると認めて別に定める敷地面積の規模は、次の表の(い)欄に掲げる区分に応じて同表(ろ)欄に掲げる数値とする。

区分	(い)	(ろ)
	地域	敷地面積の規模
(1)	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	1,500平方メートル
(2)	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	1,000平方メートル
(3)	近隣商業地域又は商業地域	500平方メートル

(特定建築物の定期調査報告)

第14条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。ただし、避難階のみを当該用途に供するものを除く。

区分	(い)	(ろ)
	用途	規模
(1)	児童福祉施設等(定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件(平成28年国土交通省告示第240号。以下この表において「告示」とい	法第6条第1項第1号に掲げる建築物で地階又は3階以上の階を当該用途に供するもの(地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平

	う。)第1第1項第4号に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物(告示第1第2項第1号、第4号及び第5号に掲げる用途に供する建築物を除く。)を除く。)	方メートル以下のものを除く。)及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
(2)	下宿、共同住宅又は寄宿舍(告示第1第2項第1号に掲げるものを除く。)	法第6条第1項第1号に掲げる建築物で3階以上の階を当該用途に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
(3)	学校又は体育館(学校に付属するものに限る。)	法第6条第1項第1号に掲げる建築物で3階以上の階を当該用途に供し、又は当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
(4)	事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第6条第1項第1号に掲げる建築物を除く。)	当該用途に供する部分の階数が5以上で、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

2 省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、特定建築物の新築又は改築による検査済証の交付を受けた日(用途変更にあつては、工事完了届の受理日)の属する年度を始期として、3箇年度を経過するごとの、6月1日から9月30日までとする。ただし、検査済証の交付を受けた直後の時期は報告を免除する。

3 定期調査の項目、方法及び結果の判定基準のうち、省令第5条第3項の規定に基づく建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第3の規定により市長が定める定期調査の項目の一部を適用しないこととする範囲は、次の表のとおりとする。

建築物	調査項目
第1項の表中区分(2)及び(4)に掲げる要件に該当する建築物	別表 1 敷地及び地盤
	別表 4 建築物の内部
	別表 5 避難施設等
	別表 6 その他 (1)の項から(5)の項

4 定期調査報告書に添付する書類のうち、省令第5条第4項の規則で定める書類は、付近見取図、配置図及び各階平面図とする。

5 第1項の定期調査報告に係る書類は、当該報告の日前6月以内に調査し作成されたものでなければならない。

(特定建築設備等及び工作物の定期検査報告)

第15条 法第12条第3項(法第88条第1項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により市長が指定する特定建築設備等は、前条第1項の表に掲げる用途に設けた防火設備(随時閉鎖又は作動をできるものに限る。ただし、防火ダンパーを除く。)とする。

2 省令第6条第1項及び省令第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、4月1日から翌年の3月31日までのおおむね1年ごととし、前回報告した日から1年を超えない日までとする。ただし、検査済証の交付を受けた直後の時期は報告を免除する。

3 第1項の定期検査報告に係る書類は、当該報告の日前6月以内に検査し作成されたものでなければならない。

(特定工程及び特定工程後の工程の指定)

第16条 法第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定については、別に定める。

(道路の位置の指定の申請)

第17条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書(様式第8号)に、省令第9条に規定する図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道路を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者を記載した道路位置指定・変更(廃止)承諾書(様式第9号)

(2) 別に定める築造基準等に規定する図書又は書面

(3) その他市長が必要と認める図書又は書面

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る指定を受けようとする道路が政令第144条の4第1項各号及び築造基準等に適合する道路であると確認したときは、道路位置指定(変更)通知書(様式第10号)により申請者へ通知する。

(位置の指定を受けた道路の変更又は廃止の申請)

第18条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けた者は、当該道路の位置を変更し、又は当該道路を廃止しようとするときは、道路位置指定変更・廃止申請書(様式第11号)に、省令第9条に規定する図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が既に指定を受けた事項の範囲内であると認めてその変更を承認したときは、この限りでない。

(1) 変更又は廃止しようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該変更しようとする道路を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者を記載した前条第1項第1号に規定する道路位置指定・変更(廃止)承諾書

(2) 別に定める築造基準等に規定する図書又は書面

(3) その他市長が必要と認める図書又は書面

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、道路の変更については前条第2項の規定を準用し、当該申請に係る道路の廃止に支障がないと認めるときは、道路位置指定廃止通知書(様式第12号)により申請者へ通知する。

3 市長は、指定の意義が実質的に失われている又は指定の基準に適合している道路が存在しない位置の指定を受けた道路に関し、法第45条に規定する制限を受ける場合を除き、明らかに道路としての機能を有しないと認められた場合又は次に掲げる事業の区域内に存する場合は、当該事業の着手又は当該道路の供用開始をもって、これらの道路の全部又は一部(当該工事の施行区域内に存する部分に限る。)に係る第1項の措置がなされたものとみなし、当該道路の位置の指定を職権により取消しをすることができる。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定をした当該道路の区域内

- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は同法第35条の2第1項の開発許可等を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内
- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区内
- (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業の施行地区内

4 市長は、前条による道路の位置の指定又は位置の指定をした道路の変更、廃止若しくはその取消しをする場合は、その旨を公告するものとする。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、道路の位置の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(記載事項の変更等の届出)

第19条 法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は許可若しくは認定等(以下「確認等」という。)を受けた建築物等に係る工事が完了する前に当該建築物等の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)に変更があったときは、記載事項変更届(様式第13号)に当該建築物等の確認等を証する書類を添えて、遅滞なく、市長又は建築主事に届け出なければならない。建築主等の住所又は氏名に変更があったときも同様とする。

2 法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認を受けた建築物等の建築主等は、工事監理者又は工事施工者を選定し、又はこれらの者を変更したときは、速やかに、前項の記載事項変更届を建築主事に届け出なければならない。

3 法第6条第1項の確認を受けた建築物等又は法第15条第1項の規定による建築工事届を提出した建築物の建築主等は、申請書等の記載事項に誤りがあったときは、誤記訂正届(様式第14号)に当該建築物等の確認等を証する書類を添えて、建築主事に届け出なければならない。

(申請書の取下げ又は工事の取りやめの届出)

第20条 確認等(法第6条の2第1項に規定する確認を除く。以下同じ。)の申請書を提出した建築主等が、当該申請について確認等又は指定の処分をする前に当該申請書を取下げようとするときは、取下げ届(様式第15号)を、市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 確認等を受けた建築主等が、当該建築物等の工事並びに仮使用等を取りやめたときは、工事取りやめ届(様式第16号)に当該建築物等の確認等を証する書類を添えて、速やかに、市長又は建築主事に届け出なければならない。

(許可等を受けた建築物等に係る設計変更)

第21条 省令第10条の4第1項又は同条第4項の規定に基づく許可関係規定による許可若しくは県条例の規定に基づく認定等(以下「許可等」という。)を受けた建築主等は、許可等を受けた建築物等に係る設計内容又は用途を工事完了前に変更しようとするときは、新たに許可等を受けなければならない。ただし、市長が既に許可等を受けた事項の範囲内であると認めてその変更を承認したときは、この限りでない。

(公告の方法)

第22条 省令第4条の17、第10条の4の7及び省令第10条の20(省令第10条の22において準用する場合を含む。)の規定により市長が定める公告の方法は、福島市公告式規則(平成10年規則第35号)に定める方法とする。

(建築計画概要書等の閲覧・写しの交付)

第23条 市長は、省令第11条の3第1項第1号から第6号に掲げる書類(以下「建築計画概要書等」という。)の写しを交付することができる。

2 福島市建築計画概要書等閲覧規程(昭和51年告示第34号)に基づき建築計画概要書等を閲覧し、又は写しの

交付を受けようとする者は、建築計画概要書等の閲覧・交付申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の建築計画概要書等を閲覧し、又は写しの交付を受けようとする者は、対象となる建築物等を敷地の地名地番、建築年月日その他の情報により特定しなければならない。(以下次条から第25条までにおいて同じ。)

第23条の次に次の5条を加える。

(建築基準法道路関係調書等の閲覧・写しの交付)

第24条 市長は、個人情報に係る部分を除き、法第42条第1項第5号の規定による指定に係る申請書、省令第11条の3第1項第7号及び第8号に規定する書類並びに第3条第1項第7号に規定する道路現況調査(復元)調書(以下「建築基準法道路関係調書等」という。)を閲覧させ、又は写しを交付することができる。

- 2 建築基準法道路関係調書等を閲覧し、又は写しの交付を受けようとする者は、建築基準法道路関係調書等の閲覧・写しの交付申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(写しの交付に要する費用)

第25条 前2条の写しの交付に要する費用の額のうち、写しの作成に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

区分	写しの交付に要する費用の額
単色刷り(日本産業規格A列3番までに限る)	写し1面につき 10円
前項以外	当該交付に要する実費相当額

(台帳記載事項証明)

第26条 市長は、法第12条第8項に規定する台帳に記載されている事項に関する証明書を交付することができる。

2 前項の証明書の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定確認検査機関等)

第27条 第3条第1項第7号の規定は、法第77条の21に規定する指定確認検査機関に提出する場合に準用する。

2 指定確認検査機関は、第19条及び第20条の規定に準ずる届出を受理したときは、速やかに、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。

3 第3条及び第5条から第7条並びに第18条、第19条の規定は、法第18条第2項の規定に基づく計画の通知について準用する。

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号から様式第16号までを次のように改める。

様式第1号(第3条、第5条関係)

建築確認消防調書 (□同意・□通知・□許可)

建築基準法第93条 消防法第7条

(表)

建築物・敷地の事項	建築主住所氏名		電話			
	設計者住所氏名		電話			
	施工者住所氏名		電話			
	地名地番					
	防火地域	□防火地域 □準防火地域 □指定なし □法22条		都市計画区域	□内 □外	
	道路幅員	m	m	m	接道する長さ m	
	用途地域	□1低 □2低 □1中高 □2中高 □1住 □2住 □準住 □田園			申請棟数	
		□近商 □商業 □準工業 □工業 □工業専用 □指定なし			棟	
	工事種別	□新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替				
	主要用途			敷地面積	m ²	
延床面積	申請部分		申請以外の部分	合計		
	m ²		m ²	m ²		
工事予定年月日	着工	年 月 日	完了	年 月 日		
建築物棟別概要	棟別番号	用途	防火対象物(項別)		消防法施行令別表第1 項	
		構造	法第61条		□耐火 □準耐火 □その他	
		屋根	階数	階	種別 □新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大修繕 □大模替	
		外壁	最高高さ	m		
		軒裏	最高軒高	m		
	消防用設備等種別	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備 <input type="checkbox"/> 泡消火設備 <input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備 <input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備 <input type="checkbox"/> 粉末消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災警報器 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具 <input type="checkbox"/> 非常警報設備 <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 誘導標識 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> 非常電源(□専用受電設備 □自家発電設備 □蓄電池設備 □燃料電池設備) <input type="checkbox"/> 無線通信補助設備 <input type="checkbox"/> 総合操作盤 □その他 ()				
	床面積	階別	申請部分	申請以外の部分	合計	※普通階・無窓階別
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓
階		m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	

様式第1号(第3条、第5条関係)

建築確認消防調書 (□同意・□通知・□許可)

建築基準法第93条 消防法第7条

(裏)

建築物概要	棟別番号	用途	防火対象物(項別)		消防法施行令別表第1 項		
		構造	法第61条		□耐火 □準耐火 □その他		
		屋根	階数	階	種別	□新築 □増築 □改築	
		外壁	最高高さ	m		□移転 □用途変更	
		軒裏	最高軒高	m		□大修繕 □大模替	
	消防用設備等種別						
	床面積	階別	申請部分	申請以外の部分	合計	※普通階・無窓階別	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
階		m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓		
階		m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓		
合計		m ²	m ²	m ²			
建築物概要	棟別番号	用途	防火対象物(項別)		消防法施行令別表第1 項		
		構造	法第61条		□耐火 □準耐火 □その他		
		屋根	階数	階	種別	□新築 □増築 □改築	
		外壁	最高高さ	m		□移転 □用途変更	
		軒裏	最高軒高	m		□大修繕 □大模替	
	消防用設備等種別						
	床面積	階別	申請部分	申請以外の部分	合計	※普通階・無窓階別	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
階		m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓		
階		m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓		
合計		m ²	m ²	m ²			
建築物概要	棟別番号	用途	防火対象物(項別)		消防法施行令別表第1 項		
		構造	法第61条		□耐火 □準耐火 □その他		
		屋根	階数	階	種別	□新築 □増築 □改築	
		外壁	最高高さ	m		□移転 □用途変更	
		軒裏	最高軒高	m		□大修繕 □大模替	
	消防用設備等種別						
	床面積	階別	申請部分	申請以外の部分	合計	※普通階・無窓階別	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
		階	m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓	
階		m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓		
階		m ²	m ²	m ²	□普通 □無窓		
合計		m ²	m ²	m ²			

様式第2号(第3条関係)

工場・危険物調書

工場名 (施設名称)							
業種		<input type="checkbox"/> 金属機械 <input type="checkbox"/> 化学ガス・電気窯業・土石紡績機械・木工食品印刷製本 <input type="checkbox"/> その他					
主要生产品目等 (主要加工品目)							
主要作業工程等							
		基準日:A (年月日:)		現在:B (年月日:)			
地名地番							
地域地区							
用途地域							
防火地域							
主要用途							
		基準日:A	現在:B	申請による増減:C	合計:B+C=D	増加率	
敷地面積							
建築面積							
床面積	作業場						
	事務所						
	倉庫						
	厚生施設						
	その他						
	合計						
機械設備	種類						
	台数						
原動機	種類						
	出力						
	台数						
作業員数							
危険物 関係事項	最大数量又は最大停滞量						
		種類(品名)	基準日:A	現在:B	申請による増減:C	合計:B+C=D	
	貯蔵又は 処理の別	貯蔵 する場合					
	製造所又 は他の事 業を営む 工場にお いて処理 する場合						

様式第3号(第3条関係)

既存不適格調書

(裏)

		基準日:A	現在:B	申請による増減:C	D=A/20	E=A/2
延べ床面積						
区分	<input type="checkbox"/> 該当	政令第137条の2第2号	基準時の1/20以下かつ50㎡以下		B+C≦Dかつ50	
区分	<input type="checkbox"/> 該当	政令第137条の2第1号	基準時の1/2以下		B+C≦E	
区分	<input type="checkbox"/> 該当	法第86条の7	基準時の1/20以下かつ50㎡以下		B+C≦Dかつ50	
区分	<input type="checkbox"/> 該当	法第86条の8	基準時の1/2を超える		B+C≧E	
区分	<input type="checkbox"/> 該当	政令第137条の7を除く	上記以外			
接続方法		<input type="checkbox"/> EXP.J等相互に応力を伝達しない(既設に影響を与えない)構造方法		<input type="checkbox"/> その他		
工事の履歴	基準時	確認済証	第 号	年月日	年 月 日	
		検査済証	第 号	年月日	年 月 日	
	1	確認済証	第 号	年月日	年 月 日	
		検査済証	第 号	年月日	年 月 日	
	2	確認済証	第 号	年月日	年 月 日	
		検査済証	第 号	年月日	年 月 日	
	3	確認済証	第 号	年月日	年 月 日	
		検査済証	第 号	年月日	年 月 日	
	4	確認済証	第 号	年月日	年 月 日	
		検査済証	第 号	年月日	年 月 日	
	5	確認済証	第 号	年月日	年 月 日	
		検査済証	第 号	年月日	年 月 日	
設計図書等の有無		確認申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		意匠図 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		電気設備図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		機械設備図 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		構造図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		構造計算書 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
火災等の被災履歴		罹(り)災証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年月日 年 月 日	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年月日 年 月 日	
既存の劣化状況						
その他の事項						

(注)

- 1 建築面積・延べ床面積は、小数点以下第2位(第3位を切り捨て)まで、記入してください。
- 2 建築率・容積率、小数点以下第2位(第3位を切り上げ)まで、記入してください。
- 3 その他既存不適格の判定に必要な事項を添付図書に示してください。

様式第4号(第3条関係)

道路現況調査(復元)調書

下記の建築敷地に接する「道」が、建築基準法上の道路に該当するか否か調査をいたしましたので、その結果を福島市建築基準法施行細則第3条の規定により提出します。この調書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日(調査日) 年 月 日)

福島市長

調査者 住所
氏名
電話
建築主 住所
氏名
後退用地の土地所有者 住所
氏名

1 建築場所	地名地番			
2 敷地概要	用途地域			
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし		
3 建築物概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更		
	主要用途			
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他		
4 道路概要	種別	建築基準法	<input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 5号(□復元) <input type="checkbox"/> 2項 <input type="checkbox"/> 該当しない(□法定外) <input type="checkbox"/> その他	
		幅員	基準時 m 後退幅 m	
	経過	後退用地	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 寄付	年 月 日
		第 号		年 月 日
				年 月 日
	越境物	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (□ブロック塀等 <input type="checkbox"/> 屋根・庇 <input type="checkbox"/> 樹木等)		
	道路	路線名		
	管理者	幅員	m ※確認印	
	確認欄	道路敷	m ※年月日	
	※受付欄		※確認番号	
		※確認年月日	年 月 日	

※印のある欄は記入しないでください。

様式第5号(第7条関係)

建築物認定申請書

福島市建築基準法施行細則第7条、福島県建築基準法施行条例第 条第 項第 号の規定による認定を受けたいので申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項 は、事実と相違ありません。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 福島市長 <div style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</div>						
1	建築主	住所氏名	電話			
2	代理人	住所氏名	電話			
3	設計者	住所氏名	電話			
4	建築物の概要	地名地番				
		用途地域				
		防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
		主要用途				
		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更			
		敷地面積				
		建築面積	申請部分	申請以外	合計	建蔽率
			m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	申請部分	申請以外	合計	容積率
			m ²	m ²	m ²	
		高さ		階数		
		構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他			
道路の幅員	m	接道の長さ	m			
その他						
※受付欄		※手数料欄				
		※認定番号				
		※認定年月日	年 月 日			

※印のある欄は記入しないでください。

様式第 6 号(第 7 条関係)

認定通知書

認番第 号
年 月 日

様

特定行政庁

印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画については、福島市建築基準法施行細則第 7 条、福島県建築基準法施行条例第 条第 項第 号の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又は
その部分の概要

(注意)この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第7号(第7条関係)

適合しないと認める旨の通知書

特福第 号
年 月 日

様

特定行政庁

印

別添の申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により福島市建築基準法施行細則第7条、福島県建築基準法施行条例第47条の13第3項第3号の規定により福島市が処理することとする事務に適用される同条例第3条の2第1項ただし書、第4条ただし書、第21条第2項ただし書、第24条の2ただし書、第40条の5及び第43条の9の規定による認定に適合しないことを認めましたので通知します。

(理由)

(注意)この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第8号(第17条関係)

道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 福島市長 申請者 住所 氏名			
1 築造主	住所氏名	電話	
2 代理人	住所氏名	電話	
3 開発区域	用途地域		
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし	
	区域面積	予定戸数	戸
4 道路概要	地名	地番	地目
	延長	幅員	
	面積	転回広場面積	
	接続道路種別	幅員	
	土地の権利者数 人	他の権利者数 人	
5 工事経過	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
※手数料欄		※指定番号	第 号
※受付欄		※指定年月日	年 月 日
		※公告番号	福島市公告第 号
		※公告年月日	年 月 日

※印のある欄は記入しないでください。

様式第9号(第17条関係)

道路位置指定・変更(廃止)承諾書

年 月 日

道路位置指定申請者 住所

氏名

上記の者の申請に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)については、申請書及び添付図面に記載されているとおり、異議なく承諾します。また、道路の敷地となる土地の所有権を移転する場合には、本内容について、責任をもって承継します。

道路の敷地となる土地に係る権利の対象となる土地の所在地		物件の種類	権利の種別	権利者又は道路管理者住所氏名
地名	地番			

- (注意) 1. 物件の種類欄には、「土地」、「建築物」、「工作物等」を記入してください。
2. 権利の種別欄には、物件の種類に関する権利(所有権・抵当権・借地権等)を記入してください。道路の位置の指定を受ける際の基準に適合するよう管理する者が土地の所有者と異なる場合は、「管理者」と記入してください。
3. 法人の場合は法人名及び代表者職氏名を記入してください。
4. 印鑑登録証明書を添付してください。
5. 権利者、道路管理者等の欄は、権利者等が住所氏名を自署してください。

道路管理者の選任	住所	
	氏名	

道路管理者は、指定を受けようとする道路及び道路敷となる土地について、将来にわたり、常時、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合する状態に維持、管理することを誓約します。

様式第 10 号(第 17 条関係)

道路位置指定(変更)通知書

特福第 号
年 月 日

様

特定行政庁

印

下記による道路位置指定(変更)申請について、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号、同法施行規則第 10 条第 3 項の規定により、指定しましたので通知します。

記

- 申請年月日 年 月 日
- 道路敷地の地名地番
- 道路の延長及び幅員 延長 m 幅員 m
道路敷 m
- 指定番号 第 号
- 指定年月日 年 月 日
- 公告 福島市公告第 号
- 当該指定道路の管理者は、一般交通の用に供するため常時良好な状態に保つように維持管理に努めてください。

(注意)この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第 11 号(第 18 条関係)

道路位置指定変更・廃止申請書

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の変更・廃止をしたいので、福島市建築基準法施行細則第18条の規定による変更・廃止の承認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。						
年 月 日						
福島市長						
申請者 住所 氏名						
1 築造主	住所氏名	電話				
2 代理人	住所氏名	電話				
3 指定道路	番号	第 号				
	年月日	年 月 日				
4 道路概要	変更前			変更後		
	地名	地番	地目	地名	地番	地目
	延長			延長		
	幅員			幅員		
変更後の内容を記載	接続道路種別			幅員		
	土地の権利者数 人			他の権利者数 人		
5 工事経過	着工 年 月 日			完了 年 月 日		
※手数料欄		※指定番号	第 号			
※受付欄		※指定年月日	年 月 日			
		※公告番号	福島市公告第 号			
		※公告年月日	年 月 日			

※印のある欄は記入しないでください。

様式第 12 号(第 18 条関係)

道路位置指定廃止通知書

特福第 年 月 日 号

様

特定行政庁

印

下記による道路位置指定廃止申請について、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号、同法施行規則第 10 条第 3 項の規定により、廃止しましたので通知します。

記

- 申請年月日 年 月 日
- 道路敷地の地名地番
- 道路の延長及び幅員 延長 m 幅員 m
道路敷 m
- 指定番号 第 号
- 指定年月日 年 月 日
- 廃止する理由
- 公告 福島市公告第 号

(注意)この通知書は、大切に保存しておいてください。

記載事項変更届

次のとおり、申請書等の記載事項を変更したので、福島市建築基準法施行細則第19条の規定により届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 福島市長(建築主事) <div style="text-align: center;">届出者 住所 氏名</div>				
1 確認(許可)番号等	番号	第 号		
	年月日	年 月 日		
2 建築場所	地名地番			
3 建築物概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更		
	主要用途			
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他		
4 届出事項	建築主事	新	住所氏名	
		旧	住所氏名	
	工事監理者	新	資格	()級建築士 ()登録第 号 ()級建築士事務所 ()登録第 号 電話
			住所氏名	(法人にあっては名称及び氏名)
		工事と照合する設計図書		
		旧	資格	()級建築士 ()登録第 号 ()級建築士事務所 ()登録第 号 電話
	住所氏名		(法人にあっては名称及び氏名)	
	工事と照合する設計図書			
	工事施工者	新	資格	建設業の許可 () 第 号 電話
			住所氏名	(法人にあっては名称及び氏名)
	旧	資格	建設業の許可 () 第 号 電話	
		住所氏名	(法人にあっては名称及び氏名)	
※受付欄		※処理欄		

※印のある欄は記入しないでください。

様式第 14 号(第 19 条関係)

誤記訂正届

<p>次のとおり、申請書等の誤記を訂正したいので、福島市建築基準法施行細則第19条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>建築主事</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名</p>		
1 確認済証 番号等	番号 年月日	第 号 年 月 日
2 建築場所	地名地番	
3 建築物概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更
	主要用途 構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他
4 届出事項	訂正内容	誤
		正
		訂正が必要な理由
※受付欄		※処理欄

※印のある欄は記入しないでください。

様式第 15 号(第 20 条関係)

取下げ届

次の申請は、都合により取り下げたいので、福島市建築基準法施行細則第20条の規定により届け出ます。		
年 月 日		
福島市長(建築主事)		
届出者 住所 氏名		
1 申請区分	種類	<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 指定
	年月日	年 月 日
2 建築場所	地名地番	
3 建築物概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更
	主要用途	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他
4 建築主 設置者 築造主	住所 氏名 電話	
5 届出事項 取下げに 関する内容	年月日	年 月 日
	理由	
※受付欄	※処理欄	

※印のある欄は記入しないでください。

様式第 16 号(第 20 条関係)

工事取りやめ届

次の申請は、都合により工事を取りやめましたので、福島市建築基準法施行細則第20条の規定により届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 福島市長(建築主事)		
届出者 住所 氏名		
1 確認(許可)番号等	種類	<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 指定
	番号	第 号
		年月日 年 月 日
2 建築場所	地名地番	
3 建築物概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更
	主要用途	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他
4 建築主 設置者 築造主	住所 氏名 電話	
5 届出事項 取りやめに 関する内容	年月日	年 月 日
	理由	
		部分 (箇所)
※受付欄		※処理欄

※印のある欄は記入しないでください。

様式第 18 号(第 24 条関係)

建築基準法道路関係調書等の閲覧・交付申請書

福島市長

下記のとおり、福島市建築基準法施行細則第 24 条の規定により、建築基準法道路関係調書等の閲覧・写しの交付を申請します。

申請年月日		年 月 日		
申請者	住所	(法人にあっては所在地)		
	氏名	(法人にあっては名称及び担当者名)		
	電話			
申請書類		<input type="checkbox"/> 道路協議書	通 <input type="checkbox"/> 道路位置指定申請書	通
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 指定道路図	通	<input type="checkbox"/> 指定道路調書	通
<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> ()	通	<input type="checkbox"/> ()	通
閲覧・写しの交付対象	関係調書等	道路協議	年月日	年 月 日
			番号	第 号
	道路位置指定	年月日	年 月 日	
		番号	第 号	
閲覧・交付の目的		<input type="checkbox"/> 不動産売買、鑑定等調査	<input type="checkbox"/> 建築確認申請等事前調査	
		<input type="checkbox"/> 金融機関等融資	<input type="checkbox"/> 道路幅員、境界等確認	
		<input type="checkbox"/> 統計等調査	<input type="checkbox"/> 測量、登記等のための調査	
		<input type="checkbox"/> その他()		

該当するものの口内に、し印を記入してください。

市処理欄 ※下記は記入しないでください。

決裁欄	確認者	交付内容	手数料		複写機使用料	
		<input type="checkbox"/>	道路協議書	件	円	枚
	<input type="checkbox"/>	道路位置指定申請書	件	円	枚	円
	<input type="checkbox"/>	上記以外	件	円	枚	円
	合計	(+ +)	現金	お釣り		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福島市建築基準法施行細則に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の福島市建築基準法施行細則の様式により提出されたものとみなす。